

海上保安庁長官 殿

国土交通大臣 太田 昭宏

### 平成24年度に海上保安庁が達成すべき目標についての評価

中央省庁等改革基本法（平成10年法律第103号）第16条第6項第2号の規定に基づき、平成24年度に海上保安庁が達成すべき目標についての評価を次のとおり実施したので、通知する。

#### I. 海上保安庁が達成すべき目標についての評価にあたって

この評価は、実施庁が目標を達成したかどうかを判断するとともに、目標を達成するために必要な措置等が講じられたかどうか等を視点として評価するものであり、評価結果は、実施庁の効率的な業務執行に活かされるべきものである。

#### II. 海上保安庁が達成すべき目標についての評価

##### 1. 海上における治安の確保について

<u>目</u>	<u>標</u> 海上の治安の確保に関し、犯罪、紛争等に関する積極的な情報収集活動等を通じて事態を正確かつ迅速に把握し、密輸・密航等の海上犯罪を厳正かつ的確に取締るとともに、テロ活動等に対する警備を的確に行う。また、海洋権益保全の観点から管轄海域の監視体制を強化する。 [具体的な目標] <ul style="list-style-type: none"><li>海上及び海上からのテロ活動による被害の発生件数を0件とすること。</li></ul>
<u>評</u>	<u>価</u> 【評定】 目標は達成されたものと認められる。

**【所見】**

- ◇ 具体的な目標である平成24年度の海上及び海上からのテロ活動による被害の発生件数は、0件であった。
  
- ◇ テロ活動等に対する的確な警備については主に次のことに着実に取り組んでいると認められる。
  - ・ 巡視船艇や航空機による監視・警戒活動
  - ・ 平成24年10月に、原子力発電所に対するテロ対処について、海上自衛隊と共同訓練を初めて実施するなど、関係機関との連携強化
  - ・ 平成24年9月に、「領海等における外国船舶の航行に関する法律」の一部改正法の施行により、やむを得ない理由なく我が国の領海等において停留等を伴う航行を行っていることが明らかであると認められる外国船舶に対して、立入検査を行わずに勧告を行うとともに、勧告を行った上で領海等からの退去を命令できる制度を導入
  - ・ 「国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律」に基づき、立入検査等を実施
  - ・ 海上保安官による旅客船への警乗（\*）や旅客船ターミナルでの警戒活動  
\*海上保安官が旅客船等におけるテロ行為等を未然に防止し、旅客及び乗員の安全を確保することなどを目的として旅客船等へ乗船すること。

**2. 海難の救助について**

**目 標**

海難の救助に関し、常に即応体制を整えるとともに、情報の早期入手及び救助勢力の早期投入を図り、迅速かつ的確な海難救助を行う。

[具体的な目標]

- ・ 要救助海難に対する救助率を95%以上とすること。

**評 価**

**【評定】**

目標は達成されたものと認められる。

**【所見】**

◇ 具体的な目標である平成24年の要救助海難に対する全体の救助率（要救助者に対する救助成功者の割合）は、96%であった。

◇ 海難等が発生した場合、情報の早期入手に努め、関係機関、民間救助組織等と連携し、早期に救助勢力を投入の上、迅速な救助活動を行い、人命の救助に全力を尽くした。また、海難等による死者・行方不明者をできる限り減少させるため、主に次のことに着実に取り組んでいると認められる。

- ・ 海難情報の早期入手と初動対応までの時間短縮を図るため、緊急通報用電話番号「118番」、「緊急通報位置情報システム」（\*）を運用

\*携帯電話からの「118番」通報の際に、音声とあわせて位置情報を受信し電子地図上に表示させ、通報者の所在位置を迅速に把握するためのシステム

- ・ ヘリコプターを利用した人命救助体制の充実強化を図るため、函館、仙台、新潟、関西空港、美保、福岡、鹿児島、那覇の航空基地等の8基地に、新たに、現場での高度な判断や機動救難士の指揮等業務の統括を行う上席機動救難士を配置
- ・ プレジャーボート等への乗船者のライフジャケット着用義務違反に対する指導等
- ・ 自己救命策3つの基本（ライフジャケットの常時着用、防水パック入り携帯電話等の連絡手段の確保、緊急通報用電話番号「118番」の有効活用）に関する周知・啓発活動

### 3. 海上交通の安全確保について

#### 目 標

海上交通の安全の確保に関し、航路標識の整備等を計画的に行うとともに、関係法令に基づく規則、指導及び情報提供等を的確に行うことにより、海難の未然防止を図る。

[具体的な目標]

- ・ ふくそう海域における航路を閉塞するような大規模海難の発生数を0件とすること。

#### 評 価

【評定】

目標は達成されたものと認められる。

## 【所見】

- ◇ 具体的な目標である平成24年度のふくそう海域（東京湾、伊勢湾、瀬戸内海及び関門港）において航路を閉塞するような大規模海難の発生件数は、0件であった。
  
- ◇ 海難の未然防止については主に次のことに着実に取り組んでいると認められる。
  - ・ 海上交通環境の向上
    - 関門港において、平成24年5月から、海域特性に応じた新しい船舶交通ルールを導入
    - 平成24年7月から、第四～七管区海上保安本部は、漂流物や気象警報・注意報等の緊急情報を携帯電話等にメール配信するサービスを開始（第三管区海上保安本部は平成23年7月から開始）
    - 伊勢湾海上交通センター及び名古屋港海上交通センターに問題事例情報管理装置（\*）を整備
      - \*海上交通センターのレーダーエリア及びA I S（船舶自動識別装置）エリア内で発生する海難及び海難の原因となる航法不適切などの状況を記録及びデータベース化するシステム
  - ・ 的確な航行管制及び情報提供
    - 海上交通センター等において的確に航行管制及び情報提供の業務を実施
    - 新しい港内管制システム（\*）について、平成24年7月の水島港への導入により、予定していた海域すべてに導入
      - \*（旧）港内の管制水路における一定トン数以上の船舶の行き会いを一律に禁止
      - （新）A I S（船舶自動識別装置）活用により、船舶の長さに応じて、行き会い可能な船舶を個別に判断
    - 関門海峡海上交通センターの国際V H Fの二重化整備（\*）を実施
      - \*機器の故障が発生しても、機能を継続できるようにV H F送受信機を二重に整備
  - ・ 海難防止活動の実施
    - 全国海難防止強調運動（7月）、海難防止講習会、訪船指導
  - ・ 海上交通法令の励行
    - 巡視船艇等による航法指導

#### 4. 海象の観測等について

##### 目 標

海象の観測を的確に行うとともに、水路図誌等を計画的に整備する。

##### [具体的な目標]

- ・ 東日本大震災により被災した国際拠点港湾、重要港湾等の海図15図について、平成23年度から平成27年度までに海図の情報を更新すること。このうち、平成24年度は4図について、改版又は補正図により情報の更新を行うこと。
- ・ 地震・火山活動に関する精度の高い事前情報を提供するため、地震や火山噴火の発生する可能性の高い場所及び時期を予測すべく、巨大地震の発生が懸念されるプレート境界域の海域1箇所における断層、並びに日本周辺海域に存在する海域火山1箇所について、情報の空白区域を減少させること。

##### 評 価

##### 【評定】

目標は達成されたものと認められる。

##### 【所見】

- ◇ 平成24年度は、東日本大震災により被災した国際拠点港湾、重要港湾等の海図情報の速やかな更新に努め、6図（大船渡港、気仙沼港、茨城港（日立区）、茨城港（常陸那珂区）、茨城港（大洗区）、鹿島港）の改版海図を刊行した。
- ◇ 平成24年度は、プレート境界域の空白域であった「南海トラフ」における断層に係る調査を実施するとともに、「小笠原諸島の西之島新島付近北部海域」における海域火山に係る基礎情報調査を実施し、情報の空白区域の減少が図られた。